

再エネ入札業務に関する請求の追加的併合の申立書の受領について

再エネ特措法に基づく再エネ入札業務において、本機関が行った処分について再エネ発電事業者から2024年に取消等の訴訟を受けていた(2024年4月3日 第449回理事会にて報告済み)。今回、当該訴訟に係るものとして本機関への国家賠償請求の追加的併合の申立を受領したことから、理事会へ報告する。

1. 取消等訴訟（被併合訴訟）の概要

再エネ発電事業者が2021年度、及び2022年度太陽光発電入札で落札した案件に係る本機関が通知した処分に対する取消等訴訟。

2. 併合の申立概要

本機関に対する国家賠償請求であり、本機関が通知した処分により再エネ発電事業者が被った損害金等の支払いを求めるもの。

3. 申立書の受領日

2025年6月16日

4. 今後の対応

内容を確認・精査のうえ、取消等訴訟（被併合訴訟）と併せて適切に対応する。

また、現在、締結している訴訟代理契約の変更については改めて理事会に付議する。

以上